

(趣旨)

第 1 条 市が管理する道路について、道路法(昭和 27 年法律第 180 号。以下「法」という。)の規定に基づき、道路管理者以外の者が行う道路の工事又は道路の維持(以下「道路工事等」という。)については、法令その他別に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(申請)

第 2 条 法第 24 条の規定により道路工事等の承認を受けようとする者は、道路工事等承認申請書(別記第 1 号様式)に、その道路工事等の目的により、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要がないと認めるときは、添付書類の一部を省略することができる。

(1) 位置図(工事場所が示されたものとする。)

(2) 平面図(工事箇所、掘削範囲及び影響幅等の舗装表面仕上げの範囲が数値により確認できるよう示されたものとする。)

(3) 断面図(工事箇所、路盤構成、掘削範囲及び影響幅等の舗装表面仕上げの範囲が数値により確認できるよう示されたものとする。)

(4) 交通安全施設図(工事箇所、交通安全施設及び歩行者誘導路等の範囲が示されたものとする。)

(5) その他市長が必要と認める書類

2 法第 24 条に規定する承認を受けた者が承認を受けた道路工事等の目的若しくは内容又は道路工事等の方法を変更しようとするときは、道路工事等承認申請書(別記第 1 号様式)に前項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要がないと認めるときは、添付書類の一部を省略することができる。

(承認書の交付)

第 3 条 市長は、法第 24 条の規定による承認をしたときは、当該申請をした者に対し道路工事等承認書(別記第 2 号様式)を交付する。前条第 2 項の規定による変更に関する承認をしたときも、同様とする。

(承認書の提示)

第 4 条 前条の規定により道路工事等承認書(別記第 2 号様式)の交付を受けた者(以下「承認者」という。)は、当該承認書を適正に保管し、関係者の請求があったときはこれを提示しなければならない。

(道路工事等の届出等)

第 5 条 承認者が道路工事等に着手しようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。ただし、市長が必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 承認者は、道路工事等が完了したときは、直ちに市長に届け出て完了検査を受けなければならない。

3 第 1 項ただし書の規定は、前項の場合にこれを準用する。

(道路工事等の管理)

第6条 承認者は、法令及び承認に附した条件を遵守し、道路工事等を適正に管理し、及び道路工事等により生じた物件を市長に引き渡さなければならない。

2 承認者は、道路工事等により他に損害を与え、又は紛争が生じた場合は、直ちにその旨を市長に届け出るとともに、自己の責任において処理しなければならない。

(原状回復の期限)

第7条 承認者は、道路工事等に係る承認を取り消されたときはその日から10日以内に、道路を原状に回復しなければならない。

(道路工事等における保証期間等)

第8条 承認者は、道路工事等完了後、2年間の範囲内で市長が定める期間内に、当該道路工事等によるかしが原因で路面が沈下し、又は損傷等が生じた場合は、承認者の負担において、直ちに修復しなければならない。

2 前項に規定する修復工事を承認者が施行しない場合、又は修復が緊急を要する場合その他市長が必要と認める場合で、市長が当該修復工事を施行したときは、それに要した費用を、当該承認者から徴収するものとする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、道路管理者以外の者が行う道路工事等に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

別記第1号様式(第2条関係)

略

別記第2号様式(第3条及び第4条関係)

略